

## 公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 21 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所  
ネッツトヨタ静岡株式会社  
代表取締役社長 梨本 幸博  
静岡県沼津市本丸子町 752-6
- 2 商業施設の名称及び所在地  
（仮称）ネッツ静岡草薙店  
静岡市清水区草薙 1982-6
- 3 意見に係る届出  
静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出
- 4 縦覧の場所、期間及び時間
  - （1）縦覧の場所
    - ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））
    - ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））
    - ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））
  - （2）縦覧の期間  
令和 2 年 10 月 21 日から令和 2 年 11 月 4 日まで

### (3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日及び執務時間外を除く）

## 5 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
<p>私は今般建替え予定地の隣地マンションに居住する者です。2020年7月下旬より違反建築物である「洗車機」に関し、①技術的指針に基づく適正な遮音壁・遮音性のある屋根を保持した設備への対応、②21時30分の稼働時間（正（貴社営業は19時迄））、③貴社休日である月・火曜日の使用自粛の3点である苦情をマンション管理会社を介し申し出致しました。</p> <p>しかしながら、貴社店長より、本社へ相談する旨回答があったものの、2か月を経過し今だ回答ない状況のなか突然、建替え住民説明会が9月8日実施済のお知らせが9月18日自宅ポストに投函され大変驚いております。静岡市条例に基づき新聞折り込みによるチラシ配布にて事足りると判断されたようですが、事前にマンション管理会社への通知等もなく、私自身参加不能につき、本紙にて意見具申させて頂いた次第です。貴社からの住民説明会資料のチラシ事後報告を受け、本気で地域住民の意見を聞き、静岡市条例の「良好な商業環境の形成」に取り組む姿勢があったのか疑問です。</p> <p>貴社の建替え構想は現行店舗を約3倍の大規模な店舗・事務所・カフェに建替える計画ですが、技術的指針を完備した洗車機を加えた構想に見直しをお願いするものです。違反建築物である洗車機は現在も薄いビニール立て板1</p>	<p>1. 洗車機について</p> <p>①当施設は既存の整備工場及び新築予定店舗を含め、準工業地域に立地しておりますので、建築基準法の規制緩和にかかるただし書き許可の該当地区ではありません。そのため、ご指摘の洗車機についても違反建築物にはあたらないとの認識です。</p> <p>ですが、洗車機と隣接マンションの立地などからも近隣の皆様には騒音や汚水の飛散といった影響が出ていると考えられますので、この度の店舗建替えの折に、状況を改善できるように可能な対策をし、住環境の保護に配慮をしたいと考えております。</p> <p>②店舗の営業時間は、現状10時～19時までとさせていただいておりますが、整備工場については、営業時間を超えて稼働する場合がございます。</p> <p>営業時間を超えて稼働する際は、洗車機の使用は極力控え、騒音の発生を抑えるよう配慮してまいります。</p> <p>③整備工場は、店舗の休業日・定休日に関わらず稼働する場合がございます。ですが、洗車機の対策も含め、騒音の発生を抑えるようにできるだけ配慮をしたいと考え</p>

<p>枚があるのみの剥き出し状態であり、稼働時には、風向きにより著しく衛生上有害な汚水がマンションに霧状に吹き付けられ、洗濯物を再度やり直す被害が頻発しています。また、騒音も大きく、9月23日は20時30分まで機械騒音に悩まされていました。果たして、2か月前の隣接マンションの苦情は本社や社長様のお耳に届いているのでしょうか。早急に仮設でも良いので、来年初春を待たずに違反建築物であるとの認識されない遮音壁・遮音性を備えた洗濯機にして頂けるようお願い致します。</p> <p>貴社の企業理念である「企業としてのバランスを大切にして、地域に選ばれる会社を目指し、暮らしと文化に貢献すること」や静岡市条例の「良好な商業環境の形成」に取り組む真摯な対応を是非とも拝見したく、お願い申し上げます。</p>	<p>ております。</p> <p>2. 説明会について</p> <p>この度の説明会周知は、条例手続きに基づき計画地から半径1Kmに新聞折込による11,400部のチラシ配布を行いました。配布が行き届かず説明会にお越しいただけなかった事例がありました。配慮が至らなかったところがあり大変申し訳ない次第です。</p> <p>そのため、隣接マンションの住民の方には、マンションの管理会社様にご連絡・確認をいたしまして、戸別のポスト投函による説明資料の配布をさせていただくことになりました。</p> <p>この条例にかかる説明会は、建替えの大まかな計画概要をご説明し、皆様から広くご意見をいただくのが目的のもので、配布の資料をご確認いただき、このようにご意見を頂戴できまして大変ありがたい次第です。いただいたご意見を踏まえ、配慮のある計画となるよう努めてまいります。</p> <p>今後、工事に関するご説明や、大店立地法に係る説明会などを予定しており、改めて住民の皆様からご意見を頂戴する機会がございます。その際は、手続きに基づく新聞折り込み以外にマンション管理会社様へ事前にお知らせするなど、事前周知に努めてまいります。</p>
--	---